

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）

主任研究者 井上雅彦

分担研究報告書

**知的障害特別支援学校における行動障害のある
児童生徒に関する実態調査(2)**

主任研究者 井上雅彦（鳥取大学医学系研究科）

研究協力者 大羽沢子（鳥取大学医学系研究科医学専攻）

藤家まり（鳥取大学医学系研究科臨床心理専攻）

研究要旨

調査1であげられた何らかの行動障害のために別室で1対1対応を要している児童生徒1234名のうち、834名についてその実態をさらに詳しく調査分析した。実態として、広汎性発達障害を含めた自閉症スペクトラムの割合が7~8割であり、知的障害の程度は、小中高等部と学部が上がるにしたがって重度・最重度の割合が減少し、中度・軽度の割合が増えることが示された。知的障害が中軽度であっても行動障害全体の重篤さは軽減するわけではないこと、学部が上がるにしたがって行動障害の中身がより触法的な内容の割合が増え、内容に変化がみられるということが明らかとなった。

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒について、自閉症や行動障害に対する客観的なアセスメントの実施が求められともに、特別支援学校内のユニバーサルな教育環境として、自閉症特性がある児童生徒が参加しやすい環境を一次支援として整えることで重篤化を予防し、その上で個々の行動障害に対する個別的な指導や支援を一貫して行っていく必要があることが示唆された。

A. 研究目的

報告(2)では行動障害のために別室で1対1対応を要する児童生徒のより詳しい実態について分析し、特別支援学校における指導・支援方法について考察する。

要する児童生徒の担任もしくは学年主任を対象に、調査1該当児童生徒から各学部1名程度を取り上げ、以下の内容について尋ねた。児童生徒名は無記名とし、個人情報の取り扱いについては十分な配慮を行った。

B. 研究方法

調査対象者

行動障害のために別室で1対1対応を

調査内容

- ① 診断名
診断名は自閉症、広汎性発達障害、ADHD、その他の4項目から選択して記入してもらった。
- ② 知的障害の程度
重度・中度・軽度については、知能検査の結果や障害者手帳の記述等を参考にして記入してもらった。
- ③ 強度行動障害判定基準項目（旧法）
厚生労働省（1993）が定めた強度行動障害判定基準は、11の行動を示す項目からなる（資料1）。項目に示される内容は、「ひどい自傷」や「強い多少」などであり、行動の有無とその頻度を選択する。選択肢に示される頻度の表現は、項目によって異なる。例えば「ひどい自傷」であれば、「週に1、2回（1点）」「一日に1、2回（3点）」「1日中（5点）」である。該当の行動がみられない場合は0点となる。
- ④ PARS-TR 短縮版
PARS-TR（2013,発達障害支援のための評価研究会編）は、PARS（安達ら,2006;神尾ら,2006;辻井ら,2006）の改訂版である。PARSは国内で開発・標準化されたASDアセスメントのための半構造化面接形式の尺度であり、幼児期34項目、児童期33項目、思春期・成人期33項目の各年齢帯に対応した3つのバージョンがあり、ASDの鑑別力やASDアセスメントのゴールドスタンダードであるADI-Rとの関連などの観点から妥当性があると確認されている。PARS-TRは各評定値の評定例を大幅に書き加え、評定する行動の頻度と程度について指

針を示し、評定不能の場合の記入について明らかにしている。PARS-TR短縮版は全項目中23項目のASD児者における特徴的な行動を記述したもので、「なし（そのようなことはなかった/ない）（0点）」、「多少目立つ（多少そのようなことがあった/ある）」（1点）、「目立つ（よくそのようなことがあった/ある）（2点）」の3段階評定を行う。

短縮版の評定基準は、「幼児期ピーク得点（幼児期の症状が最も顕著な時の評定）5点以上（幼児期・児童期）、7点以上（思春期・成人期）でPDDが強く示唆される、児童期現在得点7点以上、思春期・成人期現在得点8点以上PDDが強く示唆される」となっている。

- ⑤ 日本版 Vineland-II 適応行動尺度の不
適応行動領域項目より7項目
日本版 Vineland-II 適応行動尺度（辻井ら,2012;以下、Vinelandと記載）は、様々な障害をや疾患を抱える者の適応行動の発達や機能低下を評価するための半構造化面接形式の尺度であり、知的障害・発達障害のアセスメントを始め、国際的に幅広い研究・臨床の文脈で使用されている。Vinelandは全435項目からなり、大きく適応行動尺度と不適応行動尺度の2つに分かれている。適応行動尺度は4領域本（コミュニケーションスキル、日常生活スキル、社会性、運動スキル）から構成され、それぞれに2つから3つの下位領域が存在する。不適応行動尺度は、不適応内向、不適応外向、不適応その他、重要項目の4つの下位尺

度からなるが、数量的評価には前三者が用いられ、重要事項については個別的な評価のみを行う。本研究では行動障害の内容で、強度行動障害判定基準表には含まれないものの、この判定基準表との相関が高く、判定基準に入れるかどうか課題になっていた項目（井上ら,2010）より選定した。

C. 研究結果

調査1であげられた何らかの行動障害のために別室で1対1対応を要している児童生徒1234名のうち、834名についてさらに詳しく調査を行なった。実態として、広汎性発達障害を含めた自閉症スペクトラムの割合が7~8割であり、知的障害の程度は、小中高等部と学部が上がるにしたがって重度・最重度の割合が減少し、中度・軽度の割合が増えることが示された。強度行動障害判定基準表とPARS短縮版の結果を図1、図2に示した。

強度行動障害判定基準表及びPARS短縮版の平均得点と標準偏差はそれぞれ8.47(6.04)、12.31(5.33)であった。不適応項目については、特に高等部で高い傾向が見られた。

D. 考察

行動障害のために別室で1対1対応を要する児童生徒のより詳しい実態として個々のプロフィールについて調査したところ、その多くが自閉症スペクトラムと知的障害を併せ持つ児童生徒であり報告(1)を裏付けるものであった。またPARS短縮版得点平均は自閉症スペ

クトラムのハイリスクを示すカットオフ値を上回っており、行動障害と自閉症スペクトラムの高い関連性を改めて示した。

強度行動障害判定基準表については10点以上が該当するとされており本報告の対象児童生徒の得点の高さが示された。さらに知的障害の程度については学部が上がるごとに中軽度の割合が増加する傾向が見られ、同様にVineland適応行動尺度の不応項目から抽出した7項目の得点についても高等部が高くなる傾向が示された。これは知的障害が中軽度であっても行動障害全体の重篤さは軽減するわけではないこと、学部が上がるにしたがって行動障害の中身がより触法的な内容の割合が増え、内容に変化がみられるという実態が明らかとなった。

【総合考察】

本研究の2報告を総合して、特別支援学校における行動障害のある児童生徒への指導・支援の在り方について考察する。

知的障害特別支援学校の多くは、知的障害の程度を基準として、単一・重度重複などの教育課程を編成している学校が多いが、自閉症や行動障害の程度は必ずしも知的障害の程度に依存しない。行動障害と自閉症スペクトラムの関連性の高さが指摘される中（井上ら,2012）、まず知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒について、自閉症や行動障害に対する客観的なアセスメントの実施が求められる。

行動障害がある児童生徒に対する指

導・支援の課題については、特別支援学校内のユニバーサルな教育環境として、自閉症特性がある児童生徒が参加しやすい環境を一次支援として整えることで重篤化を予防し、その上で個々の行動障害に対する個別的な指導や支援を一貫して行っていく必要がある。

特になし

2. 実用新案登録

特になし

3. その他

特になし

引用文献

安達 潤, 行廣隆次・井上雅彦, 他: 広汎性発達障害日本自閉症協会評定尺度 (PARS) 短縮版の信頼性・妥当性についての検討 精神医学 50: 431-438, 2008

Aman MG, Singh MN (小野善郎訳): 異常行動チェックリスト日本語版 (ABC-J) による発達障害の臨床評価. じほう, 2006

井上雅彦, 岡田 涼, 野村和代, 他: 知的障害者入所更生施設利用者における強度行動障害とその問題行動の特性に関する分析. 精神医学 2010

厚生省: 強度行動障害特別処遇事業の取り扱いについて. 厚生省通達, 1993

辻井正次 村上隆監修 日本版 Vineland-II 適応行動尺度マニュアル. 日本文化科学社 2014

F. 健康危険情報

該当なし

G. 研究発表

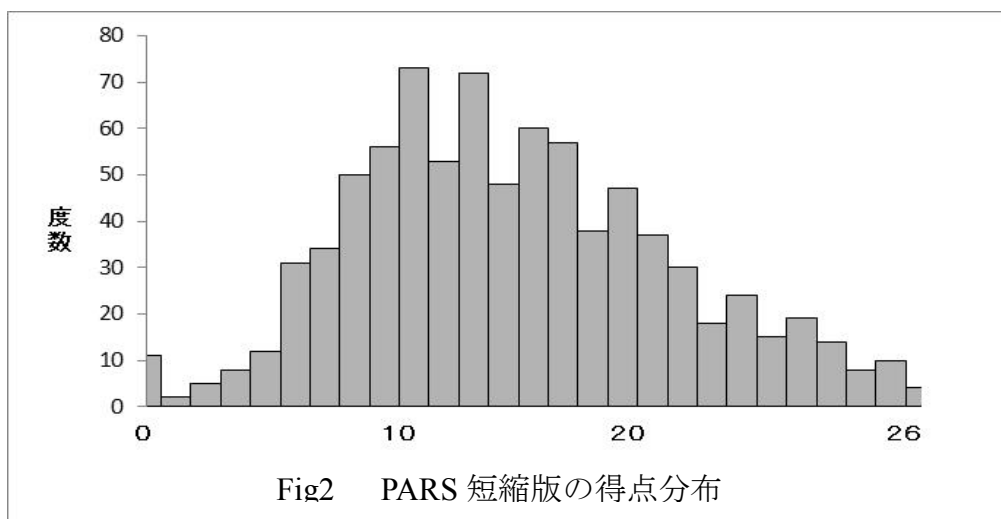
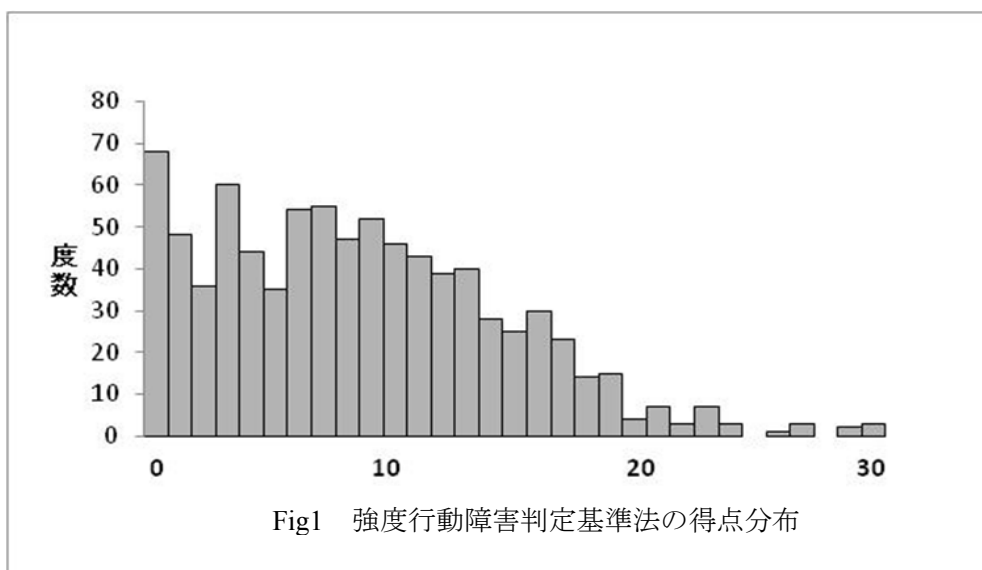
特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

Table 1 行動障害のために1対1対応をしている児童生徒の実態

	人数 (男:女)	診断	%	知的障害	%
小学部	275 (226:49)	1自閉症 2広汎性発達障害 3その他 4ADHD	69.8% 17.8% 11.3% 5.8%	1重度 2中度 3軽度	63.7% 26.7% 9.6%
中学部	243 (197:46)	1自閉症 2広汎性発達障害 3その他 4ADHD	69.5% 13.6% 13.6% 6.2%	1重度 2中度 3軽度	59.7% 25.1% 13.2%
高等部	321 (243:78)	1自閉症 2広汎性発達障害 3その他 4ADHD	58.6% 14.3% 13.1% 8.1%	1重度 2中度 3軽度	52.0% 20.6% 23.4%



資料1 旧法における強度行動障害障害判定基準表

行動障害の内容	1点	3点	5点
1 ひどい自傷	週に1, 2回	一日に1, 2回	一日中
2 強い他傷	月に1, 2回	週に1, 2回	一日に何度も
3 激しいこだわり	週に1, 2回	一日に1, 2回	一日に何度も
4 激しいもの壊し	月に1, 2回	週に1, 2回	一日に何度も
5 睡眠の大きな乱れ	月に1, 2回	週に1, 2回	ほぼ毎日
6 食事関係の強い障害	週に1, 2回	ほぼ毎日	ほぼ毎食
7 排泄関係の強い障害	月に1, 2回	週に1, 2回	ほぼ毎日
8 著しい多動	月に1, 2回	週に1, 2回	ほぼ毎日
9 著しい騒がしさ	ほぼ毎日	一日中	絶え間なく
10 パニックでひどく指導困難			あれば
11 粗暴で恐怖感を与え, 指導困難			あれば